

令和4年度 建築部 建築設備設計業務入札参加資格者の区分基準

(目的)

第1 この基準は、建築部が条件付一般競争入札により令和4年度に発注する建築設備設計業務に入札参加資格として設定する「入札参加資格者の区分（以下「区分」という。）」について、建築部測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要領第3条に基づき必要な事項を定める。

(区分の対象)

第2 区分の対象は、「設備設計・監理」について、令和3・4年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）者名簿に登載されている者のうち、建築設備設計の業務委託に係る競争入札参加資格者区分登録申請を行なった者（以下「対象者」という。）とする。

(区分の方法)

- 第3 評価点数算定基準に基づき算定された評価点数の合計点により、別表1のとおり対象者の区分を定めるものとする。
- 2 評価点数の算定に用いる有資格者数は、府内の営業所（大阪府と契約する営業所）に在籍する有資格者の数とする。
 - 3 前項の有資格者の数は、第2の申請に添付される有資格者職員数集計調書に記載された数（当該資格を有する事が確認されたものに限る）を用いる。

(別表1)

区 分	評価点数 合計点
I	55点以上
II	30～54点
III	5～29点

【評価点数算定基準】

別表2の有資格者(1)に掲げる者の数[※]に5を有資格者(2)に掲げる者の数[※]に2を有資格者(3)に掲げる者の数[※]に1をそれぞれ乗じて得た数値を合計したものとする。

(別表2)

有資格者(1)	有資格者(2)	有資格者(3)
技術士（衛生工学部門、電気・電子部門、機械部門）	一級電気工事施工管理技士 一級管工事施工管理技士	二級電気工事施工管理技士 二級管工事施工管理技士
建築設備士 一級建築士 設備設計一級建築士	第一種電気主任技術者 第二種電気主任技術者 第一種電気工事士 甲種消防設備士 エネルギー管理士 空気調和・衛生工学会設備士	二級建築士 第三種電気主任技術者 電気通信主任技術者 乙種消防設備士 公害防止管理者

※ 複数の資格を持つ者は、異なる資格を重複して計上するものとし、その者の評価点数の合計点は、14点を上限とする。

(ただし、一・二級、一・二・三種の別のある資格は、上位の資格のみ計上する)

(区分の公表等)

第4 第3に基づき定めた区分は、公共建築室のホームページで公表するものとする。

2 公表した区分に対する疑義申し立ては、公表日より7日間（土日祝日を除く）とする。

3 競争入札参加資格の随時申請により、新たに対象者となった者の区分は、第3の第3項括弧書きの確認が終了した日に公表するものとする。

4 公表した区分は、変更できないものとする。

(区分の有効期間)

第5 第4で公表した区分の有効期間は、令和5年3月31日までとする。

(発注する業務委託に対応する区分)

第6 発注する業務委託に対応する区分は別表3を基本とし、業務内容に応じて案件毎に設定するものとする。

(別表3)

区分	発注する委託業務の予定価格（税抜き）		
	700万円以上	300万円以上 700万円未満	300万円未満
I	○	○	○
II		○	○
III			○

○：入札に参加することができる区分。

附 則

この基準は、令和4年1月7日より施行する。